

農業集落排水事業

◆趣旨

農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等を整備し、もって生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資する。

◆事業対象地域

農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）のうち、農業集落排水整備計画等に定められた地域を対象とする。

◆事業の内容

- 【1】汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設（「農業集落排水施設等」）の整備又は改築
（市町が作成する農業集落排水資源循環促進計画に即して、農業集落排水事業計画を作成）
- 【2】【1】の事業の施行に必要な調査及び計画の策定
- 【3】農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法を定めた構想計画（「最適整備構想」）の策定

◆実施要件（留意事項）

- 【1】の事業のうち整備
 - （1）受益戸数は、おおむね20戸（離島10戸）以上を原則とする。
 - （2）対象とする汚水には、重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等は含めない。
- 【1】の事業のうち改築
 - （1）事業費200万円以上
 - （2）維持管理が適切に行われており、供用開始後7年以上経過又は供用開始後に取り巻く条件、状況の変化が認められること。
- 【2】の事業
 - （1）整備にあつては、その計画の概要を定める程度の精度
 - （2）改築にあつては、施設の更新又は改造の要否、工法等についての調査診断
- 【3】の事業
 - （1）既存施設を有効活用すると認められるものであつて、施設機能の向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町内に整備された農業集落排水施設であること。

◆実施主体

県、市町、土地改良区等
（事業の施行に必要な調査及び計画の策定、機能診断調査、構想計画の策定は市町に限る）

※詳細については、交付要綱 別紙による。

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL：083-933-3423

FAX：083-933-3429

E-mail：a17500@pref.yamaguchi.lg.jp